### 戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求は平成30年4月2日までです

**対象：**戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金などの受け手がいない方 **支給内容：**額面25万円、5年償還の記名国債　**その他：**詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください　**申請方法：**直接、市役所福祉政策課（東館3階☎51・2355）

# 募集

**詳細は募集要綱などをご覧ください。**

### とよはしの匠　候補者

卓越した技を持ち、ものづくりを支える技能職者である「とよはしの匠」の候補者を募集します。

**部門：**①くすのき賞（機械工作部門）②つつじ賞（機械工作以外の部門）③明日の匠（ものづくり産業に従事している若手技能職者）　**対象：**市内の事業所に勤務している、または市内で自ら事業を営んでおり、①②は年齢がおおむね50歳以上、③は45歳以下の方　**その他：**詳細はホームページ参照　**申し込み：**7月31日（必着）までに推薦書を市役所商工業振興課（東館10階〒440-8501住所不要☎51・2435）※推薦書はホームページで配布

### 豊橋観光ボランティアガイドの会ほの国豊橋案内人

**対象：**市内在住で20歳以上の方　**内容：**市内観光名所や旧跡などの観光案内　**申し込み：**豊橋観光コンベンション協会（☎54・1484）　**問い合わせ：**豊橋観光コンベンション協会、観光振興課（☎51・2430）

ボランティアガイドのようす

### 河川愛護団体の活動を支援します

**対象：**快適かつ安全な河川環境を目指し、自主的に清掃活動をする10人以上の団体・グループなど　**内容：**市が管理する河川の清掃など一定の活動に対し、報奨金を交付します　**支給額：**1団体につき年間上限8万円　**申し込み：**5月1日までに申請書を市役所河川課（東館6階☎51・2535）※申請書は河川課で配布

清掃活動のようす

### 市民活動総合補償制度 市民活動中の事故を補償します

**対象団体・活動：**自治会や、どすごいネットへ事前登録をしたボランティア団体などの市民活動団体が、国内で行う社会に役立ち、無報酬で自発的に行う活動　**内容：**傷害補償と賠償責任補償　**その他：**保険料は市が負担。詳細は市民協働推進課で配布の案内パンフレットまたはホームページ参照　**事故後の対応：**事故発生から30日以内に事故報告書と活動計画書を市役所市民協働推進課（西館4階☎51・2483）

### 発達に心配のある中学生の高等学校進学についての情報交換会

**とき：**5月13日㈯①午前10時～正午②午後1時30分～3時30分　**ところ：**こども発達センター（中原町字中原「ほいっぷ」内）　**対象：**発達に心配のある中学生の保護者、発達障害や不登校の生徒と関わりのある中学校の教職員　**内容：**①は特別支援学校②は専修学校の通学経験児の保護者を交えた座談会　**定員：**50人（申込順）　**申し込み：**5月9日までに希望番号、住所、氏名、電話番号を、こども発達センター（☎39・9200 FAX 47・0911 E-mail hattatsu-center@city.toyohashi.lg.jp）

# 暮らし情報

## 支援・医療

### 豊橋市障害者扶助料の受給要件が変わります

6月1日㈭から、65歳以上で初めて身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、障害者扶助料の支給対象外となります。ただし、5月31日㈬までに上記のいずれかの手帳の交付申請をした方は、交付日時点の年齢に関らず扶助料を受給できます※現在受給中の方は、65歳以上であっても引き続き受給できます。

**問い合わせ：**障害福祉課（☎51・2345 FAX 56・5134）

### 豊橋市国民健康保険 脳ドック等診査7割助成

**受診期間：**7月～来年3月　**対象：**4月1日現在、豊橋市国民健康保険被保険者で、前年度以前の保険税を完納している世帯に属する満25歳以上75歳未満の方（平成27・28年度に助成を受けた方を除く）　**医療機関など：**下表　**その他：**結果は6月1日以降に郵送　**申し込み：**5月8日（消印有効）までに、はがき、または封書で保険証記号番号、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、住所、医療機関名・番号1つを国保年金課（〒440-8501住所不要☎51・2298）

**■医療機関など**

| 種類 | 医療機関名・番号 | 定員（抽選） |
|---|---|---|
| 脳 | ①市民病院 | 各150人 |
| | ②成田記念病院 | |
| | ③弥生病院 | 各80人 |
| | ④権田脳神経外科 | |
| | ⑤福祉村病院 | 30人 |
| 肺がん | ⑥市民病院 | 10人 |
| 心臓 | ⑦成田記念病院 | 45人 |

※①⑥は8月から、④は来年2月まで

## 市営住宅の入居者（5月分）

**対象：**原則、次の全てを満たす方①市内在住・在勤②持家がなく住宅に困っている③収入基準以下④暴力団員でない⑤市営住宅に係る未納の家賃などがない　**入居日：**7月1日㈯　**選考方法：**公開抽選　**申込先：**5月1日～12日（土・日曜日、祝日を除く）に直接、豊橋市営住宅管理センター（神明町 豊橋フロントビル5階☎57・1006）※案内書、申込用紙は5月1日から豊橋市営住宅管理センターで配布

## コーラスのつどい出演団体

**とき：**11月8日㈬午後0時30分　**ところ：**市民文化会館（向山大池町）　**対象：**市内のコーラスグループ　**申し込み：**5月31日までに申込書を（公財）豊橋文化振興財団事務所（☎39・5211FAX55・8192）※申込書は市民文化会館で配布

情報ピックアップ

## 「私のとっておき豊橋」写真とキャッチコピーを募集します

**問い合わせ**　シティプロモーション課（☎51・2179）

みなさんの「とっておき」な豊橋の場所・物・事を撮影した写真とキャッチコピーを募集します。

**応募規定**　豊橋の場所・物・事を題材に撮影した写真とキャッチコピー（写真の肖像権など権利関係が問題のないもの。写真サイズ不問）　**その他**　応募写真とキャッチコピーは市で加工します。作品の諸権利は市に帰属します。作品は、ええじゃないか豊橋ホームページや市のSNSで発信するほか、市の魅力をPRする素材として積極的に活用します。詳細はホームページ参照　**申し込み**　4月17日～来年3月16日に写真、映したものの名称、撮影場所、キャッチコピー、ペンネーム（1メールにつき各1つ）をシティプロモーション課（FAX cp-oubo@city.toyohashi.lg.jp）

作品例

情報ピックアップ

## 児童扶養手当・遺児手当などの手続きはお済みですか

**問い合わせ**　①②について／こども家庭課（☎51・2321）、③～⑧について／障害福祉課（☎51・2345）

市では次のような手当てを支給しています。支給要件や手続き方法など、詳細はホームページをご覧ください。

**①児童扶養手当（所得制限あり）**
支給要件に該当する18歳到達年度終了前の児童（一定の障害があるときは20歳未満）を育てている父、母または養育者に支給します。

**②愛知県遺児手当・豊橋市母子父子福祉手当（所得制限あり）**
支給要件・主な制限事項は、児童扶養手当と同様です。

**③特別児童扶養手当（所得制限あり）**
身体・知的発達または精神に中度・重度障害（または病状）のある20歳未満の方を育てている父、母または養育者に支給します。

**④特別障害者手当（所得制限あり）**
著しく重度の身体・知的・精神障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

**⑤障害児福祉手当（所得制限あり）**
著しく重度の身体・知的・精神障害があり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

**⑥在日外国人障害者福祉手当（所得制限あり）**
在日外国人障害者で廃止前の外国人登録と住民基本台帳への記載が通算で1年以上あり、各種要件を満たす方に支給します。

**⑦豊橋市障害者扶助料（年齢制限あり）**
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、等級に応じて支給します。※6月1日から受給要件が変わります。詳細は右ページ参照

**⑧愛知県在宅重度障害者手当（所得・年齢制限あり）**
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、身体障害者手帳3級および療育手帳B判定のいずれかの要件を満たす方に支給します。